

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月二十七日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月二十七日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

川口草加線	路線名
草加市柳島町字道通九〇四番五地先から 同市柳島町字道通九〇四番一地先まで	供用開始の区間
令和二年十月二十七日	供用開始の期日
令和元年八月三十日付 け埼玉県越谷県土整備 事務所長告示第三号で 告示した道路予定区域 の一部の供用開始であ る。	備考